

所得税・市県民税の申告相談が始まります

税務課 ☎(45)6217
半田税務署 ☎0569(21)3141 ※自動音声案内「0」を選択

申告が必要な方



所得税の確定申告が必要な方

所得税の
確定申告

2月16日(木)～3月15日(水)

- ① **主な収入が公的年金で、次のいずれかに該当する方**
 - ・公的年金の収入が400万円を超える方
 - ・公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ② **主な収入が給与で、次のいずれかに該当する方**
 - ・給与の収入が2000万円を超える方
 - ・給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ③ **営業などの各種所得の合計から所得控除額を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方**



確定申告で納めた税金が戻る方

所得税の
還付申告

2月1日(水)～3月15日(水)

- ① **公的年金収入が400万円以下で源泉徴収税額があり、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受ける方**
- ② **給与所得者で年の途中で退職後、再就職せず、年末調整を受けなかった方**
- ③ **給与所得者で年末調整後、源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当する方**
 - ・医療費控除を受ける方
 - ・寄附金控除を受ける方
 - ・住宅ローンを利用して住宅を購入するなどし、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

来場の際のお願い

会場では、検温・手指消毒を実施しています(37.5度以上の方は入場不可)。会場は、換気のため寒くなっています。マスクを着用し、暖かい服装で原則1人でお越しください。



市県民税の申告が必要な方

市県民税の
申告

2月1日(水)～3月15日(水)

- 所得税の確定申告義務がない方でも令和5年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する場合は、市県民税の申告が必要です。
- ※申告をしないと国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合や各種証明書の発行ができない場合があります。
- ① **公的年金収入が400万円以下で、次のいずれかに該当する方**
 - ・公的年金以外に20万円以下の所得がある方
 - ・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを市県民税で受ける方
 - ② **主な収入が給与で、年末調整をしている給与所得以外に20万円以下の他の所得がある方**
 - ③ **営業等所得・農業所得・不動産所得などがあり、所得税の確定申告義務がない方**
 - ④ **非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金など)のみの方**
 - ⑤ **令和4年中に収入がなく、国民健康保険に加入している方や家族の扶養になっていない方**

市職員による市役所2階会議室での申告相談

スマホやパソコンで、申告相談の予約ができます

希望日時の3開庁日前の17:00までにご予約ください
(電話・直接窓口での予約不可)。

【オンライン予約手順】

- ①市ウェブサイトから予約サイトへアクセス
- ②日時を選択し、申告する方の氏名・連絡先などの必要事項を入力し、送信
- ③予約完了メールの受信を確認し、当日まで保存
- ④予約当日、予約時間の15分前に会場受付でメールを提示

オンライン予約
1/20(金)
受付開始!



市ウェブサイト
ページ番号【1020838】

① 受付番号の取得

【当日受付の方】

当日の8:30から会場前の受付で配布
(先着順・受付数に上限あり)



当日の受付番号
取得/混雑状況

【オンライン予約の方】

必要書類を持ってお越し
ください。

② 書類チェック

※入場までにチェックを完了しておいてください。

③ 指定時間に会場へ

※指定時間まで入場できません。

④ 申告相談・申告書の作成へ

申告相談の流れ

申告に必要なものリスト



全ての方が必要なもの

- **個人番号カード(マイナンバーカード)**
※市役所・半田税務署(半田赤レンガ建物)で申告する方は、提示のみ(コピー不要)。それ以外の会場で申告する方は、コピーの添付が必要です。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、【番号確認書類】と【本人確認書類】が必要です。
【番号確認書類】 通知カード(記載事項に変更のないもの)・住民票の写し・住民票記載事項証明書(いずれも個人番号の記載があるものに限る)のいずれか
【本人確認書類】 運転免許証・パスポートなど
- **金融機関口座番号が分かるもの**
(所得税の還付が発生した際に必要)
- **「確定申告のお知らせ」のはがき**
(税務署から送られてきた方のみ)

該当する場合に必要なもの

- **給与・公的年金・退職所得の源泉徴収票(令和4年分のもの)**
- **完成している収支内訳書(青色申告の方は半田税務署へ)**
- **その他収入に係るもの**
(配当の支払通知書・個人年金の支払証明書・保険会社などからの一時金支払証明書など)
- **配偶者・被扶養者の所得の分かるもの**
(配偶者控除・配偶者特別控除などを受ける方のみ)
- **社会保険の領収書・支払証明書**
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)
- **生命保険料・地震保険料などの保険料控除証明書**
- **医療費控除の明細書(医療費の領収書のみでは申告不可)**
- **寄付金の受領証など(ワンストップ特例を申請した方も併せて申告する必要あり)**
- **その他控除に係るもの**
(障害者手帳・障害者控除対象者認定書・学生証など)



医療費控除を申告する方へ

医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書の添付が必要です。医療費控除の明細書を、領収書・医療費通知を元に作成してからお越しください。
※医療費の領収書と合計額のみを提出しても控除を受けることはできません。
※医療費通知の添付で、医療費控除の明細記載を省略できます。
※医療費控除の明細書は、国税庁ウェブサイト・税務課に用意しています。

新型コロナ対策のため、市役所での申告相談は30分ごとの**定員制**で実施

対 象	日時(土・日・祝日を除く)	
●市県民税の申告 ●所得税の還付申告 ※年金所得や給与所得のみの方は2/1(水)～15(水)の相談をお勧めします。	2/1(水)～3/15(水)	9:00～16:00
●所得税の確定申告(給与・年金・雑・一時・配当所得)	2/16(木)～3/15(水)	
●所得税の確定申告(営業等・農業・不動産所得) ※税理士による無料申告相談を開催します【8頁参照】。	2/20(月)～3/15(水)	

▶ 次の項目に該当する場合は、「半田税務署(半田赤レンガ建物)による申告会場」【8頁参照】で
ご相談ください(市職員の申告相談では作成指導ができません)。

- ・営業等・農業・不動産所得の収支内訳書の作成に関すること
- ・青色申告
- ・株式・土地などの譲渡所得、山林所得、損失の繰り越しの申告、暗号資産の申告、外国税額控除、贈与税・消費税の申告
- ・住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告
- ・過年分の確定申告(令和3年分以前の申告・修正申告・更正の請求)

※初日と週の始めは大変混み合います。近隣の商業店舗施設の駐車場などへの駐車はお控えください。
※営業等・農業・不動産所得の方は、完成している収支内訳書をご持参ください。
※今年度は、営業等・農業・不動産所得の申告が、オンラインで予約できます。
※外国人の方の申告は、ケースによって作成指導できないことがあります。

税理士による無料申告相談

対象	日時(土・日・祝日は除く)		場所
●所得税・消費税などの確定申告	①2/17(金)～27(月)	9:30～12:00	東海市立商工センター
	②2/20(月)～24(金)	13:00～16:00	市役所2階会議室
●所得税の確定申告	③2/27(月)～3/3(金)	9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階会議室

※譲渡所得・山林所得・贈与税の申告は相談対象外。詳細は、①②半田税務署、③税務課へお問い合わせください。

※消費税の申告は、所得・帳簿などの状況により、半田税務署(半田赤レンガ建物)の申告会場へ案内することがあります。

※混雑の状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。 ※営業等・農業・不動産所得の方は、完成している収支内訳書をご持参ください。

半田税務署(半田赤レンガ建物)による申告相談



対象	場所	日時(土・日・祝日は除く)	
●住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告 (一定の要件に該当する方のみ)	半田赤レンガ建物 (半田市榎下町8)	2/13(月)～15(水)	9:00～17:00
●所得税・消費税などの確定申告 ●贈与税の申告	昨年と場所が 変わっています	2/16(木)～3/15(水) (2/19(日)・26(日)は開設)	

※1 新型コロナ対策のため、整理券を用いて会場内へ案内します。整理券はLINEを通じて事前に発行するほか、当日会場でも配布します。詳細は、国税庁ウェブサイトでご確認ください。

※2 事前に名古屋国税局ウェブサイト「住宅借入金等特別控除チェック表」で適用要件・必要書類をご確認ください。要件に該当した方で、医療費控除対象の方やふるさと納税のある方(ワンストップ特例の申請をした方を含む)は、併せて申告が必要です。

※3 期間中は、半田税務署内で申告書の作成指導は行いません。半田赤レンガ建物への直接の問い合わせは、ご遠慮ください。



マイナンバーカードとスマホで簡単！ オンライン申告

新型コロナ対策のため、できる限りオンラインでの申告書作成や、郵送での提出にご協力ください

マイナンバーカード読み取り対応のスマホ、またはICカードリーダーライターをご用意ください。

所得税の確定申告

※令和4年分の確定申告の作成は1/4(水)から可能

- STEP ① 国税庁ウェブサイトの確定申告書等作成コーナーへアクセス



国税庁確定申告書等
作成コーナー

- STEP ② 申告書を作成

※スマホで申告する場合、給与所得の源泉徴収票を撮影すれば自動入力できます。

- STEP ③ e-Taxで送信して提出

※作成した申告書を印刷して提出することもできます。
添付書類とともに税務課の提出箱に投函または郵送で半田税務署(〒475-8686住所不要)へ。

市県民税の申告

※令和4年分の電子申告の作成は1/1(日)から可能

- STEP ① 市ウェブサイトの市県民税の電子申告案内ページへアクセス



市ウェブサイト(個人市民税・県民税
申告の電子申告案内ページ)

- STEP ② 申告書を作成

収入0円の方→申告書作成(収入0円の方限定)
その他の方→住民税試算システム

- STEP ③ ぴたりサービスで送信して提出

※作成した申告書を印刷して提出することもできます。
添付書類とともに税務課の提出箱に投函または郵送で税務課(〒474-8701住所不要)へ。

税務署職員がスマホでの確定申告をお手伝いします

- ▶日時 1/23(月) ①10:15～11:40
②13:00～14:25 ③14:40～16:05
▶場所 市役所2階202会議室
▶定員 各10人(先着順) ▶料金 無料

- ▶対象 マイナンバーカードとカード読み取り対応のスマホをお持ちで、令和4年分の所得税の確定申告で給与または公的年金などの雑所得があり、ふるさと納税の寄付金などを申告する方
▶申込 1/4(水)から電話で税務課へ。